

第八十六号議案

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一八、四一七人」を「一八、四七二人」に改め、同表計の項中「一八、八三九人」を「一八、八九四人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

消防職員の定数を改める必要がある。